

令和5年矢板市議会定例会

第394回定例会議

報告事項説明書

令和6年3月

矢 板 市

報 告 事 項 説 明 書

令和5年矢板市議会定例会第394回定例会議に報告いたします事項について、御説明申し上げます。

報告第1号 市長の専決処分事項報告については、令和5年矢板市議会定例会第389回随時会議において、議案第1号として議決を経た工事請負契約（（仮称）泉複合施設整備工事）について、浄化槽の設置位置の変更等に伴い、契約内容に変更が生じたため、令和6年2月7日に変更契約を締結しましたので、法の定めるところにより、報告するものであります。

参 考 地 方 自 治 法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。